

北星学園大学 学則

第1章 総 則

[目的]

第1条 北星学園大学（以下「本学」という）は、キリスト教による人格教育を基礎とし、広く教養を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発揮させることを目的とする。

[所在地]

第2条 本学は、北海道札幌市厚別区大谷地西2丁目3番1号にこれを設置する。

[自己点検・評価]

第3条 本学は、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

II 点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

[ファカルティ・ディベロップメント]

第3条の2 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

[情報公開]

第3条の3 本学は、教育研究活動等の実施及び成果に関する情報を出版その他の方法によって広く社会に公開するよう努めるものとする。

第2章 学部、学科、大学院及び修業年限

[学部・学科]

第4条 本学に、次の学部及び学科を置く。各学部及び学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

1 文学部 英文学科

英語とその背景にある文化や歴史に対する知識を教授するとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成し、国際社会において求められる柔軟な対応力とコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。

2 文学部 心理・応用コミュニケーション学科

心理学の知見に基づいた人間理解に関する知識を教授するとともに、社会の現場で自ら問題を見つけ出し考え方行動する力を養成し、人々の相互理解と協働が求められる社会状況の中で、コミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的とする。

3 経済学部 経済学科

社会人となるためにも経済学の学びにおいても必須の基礎的学力を基盤とし、近代経済学分野、歴史・社会分野、国際分野の面から、日本国内外の経済を的確に教授するとともに、地域に貢献できる「国際人」の育成を目的とする。

4 経済学部 経営情報学科

企業経営に関する体系的な理論、経営実務に関する実践的で国際的な知識、情報処理に関する最新の技法を教授するとともに、高度で専門的な経営情報活用能力を養成し、経営、マーケティング、会計、情報の各分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

5 経済学部 経済法学科

経済学と法律学から成る学科専門科目群の中から、公共法政策、経済分析、企業法務、金融・

財政、法律総合等の領域に関する専門知識を学修し、必要な実践的な能力と倫理観を備えた、社会に有為な人材の育成を目的とする。

6 社会福祉学部 福祉計画学科

社会福祉制度・政策の知識を教授するとともに、調査・分析能力や国際感覚を養成し、コミュニティーソーシャルワーカーや福祉マインドを持った企業人及び公務員として活躍できる人材の育成を目的とする。

7 社会福祉学部 福祉臨床学科

対人援助専門職としての基本的な価値・知識・技術を教授するとともに、多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、実践の中で研鑽・研究する能力を養成し、真に実践力のあるジェネラリスト・ソーシャルワーカーの育成を目的とする。

8 社会福祉学部 福祉心理学科

科学的な心理学に関する専門的知識と技能を基礎から応用まで幅広く身につけると同時に、心理学的マインドを養い、医療、教育、福祉、産業組織など様々な領域において、地域社会に貢献する実践力と人間性を備えた人材の育成を目的とする。

[修業年限]

第5条 学部の修業年限を4年とする。ただし、8年を超えて在学することはできない。

II 第24条第1項により単位の修得が認められた者について修業年限及び前項ただし書に定める在学期間の短縮は行わない。

III 第12条により許可を得て留学した期間は、第1項の修業年限に算入することができる。

[大学院]

第6条 本学に、次の大学院研究科を置く。

社会福祉学研究科

文学研究科

経済学研究科

II 大学院に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第3章 収容定員

[収容定員]

第7条 本学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
文 學 部	英文学科	113人	14人	480人
	心理・応用コミュニケーション学科	90人	10人	380人
経 済 学 部	経済学科	152人	6人	620人
	経営情報学科	102人	6人	420人
	経済法学科	110人	10人	460人
社会福祉学部	福祉計画学科	85人	10人	360人
	福祉臨床学科	85人	10人	360人
	福祉心理学科	64人	7人	270人

第4章 入学、編入学、転学部及び転学科、留学、休学、復学、再入学、退学並びに除籍

[入学資格等]

第8条 本学に入学することのできるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- 1 高等学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 7 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

[編入学]

第9条 本学への編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可するものとする。

- II 本学の2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 1 大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者
 - 2 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 3 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 4 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程（以下「高等学校等の専攻科の課程」という）のうち、修業年限が2年以上であり、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 5 前各号に該当する者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- III 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 1 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - 2 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 3 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者
 - 4 高等学校等の専攻科の課程のうち、修業年限が2年以上であり、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
 - 5 前各号に該当する者と同等以上の学力があると本学が認めた者

[入学志願・入学試験・入学手続]

第10条 本学に入学又は編入学を志願する者は、所定の入学志願手続をしなければならない。

- II 入学合格者の選考は、入学志願者について、所定の入学試験によって行う。
- III 本学は、所定の入学手続をした入学合格者について、入学を許可し、学籍を付与する。
- IV 入学志願手続、入学試験の方法及び入学手続については、別にこれを定める。

[転学部・転学科]

第11条 学部長は、その所属する学部の学科から同一学部の他の学科に転ずることを志願する者がある場合には、その者からの願い出により、その学科に欠員がある場合に限り、選考のうえ当該教授会の議を経て、転学科を許可することがある。

- II 学部長は、他の学部の学科に所属する学生がその学部の学科に転ずることを志願する場合には、その者からの願い出により、その学科に欠員がある場合に限り、選考のうえ当該教授会の議を経て、転学部を許可することがある。
- III 転学科及び転学部の志願並びに選考の手続については、別にこれを定める。

[留 学]

第12条 外国及び国内の大学に留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならぬ。

II 前項の許可を得て留学した期間は、第5条第1項の修業年限に加えることができる。

[休 学]

第13条 疾病その他止むを得ない理由により3月以上修学することができない者は、学部長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

II 疾病その他の理由により修学が不適当と認められる学生に対して、学部長は休学を命ずることがある。

III 休学期間は2年以内とする。ただし、通算して4年を超えることができない。

IV 休学期間は、第5条第1項に定める修業年限の期間に算入しない。

[復 学]

第14条 休学期間に休学の理由が解消した場合には、学部長に願い出て、その許可を得て復学することができる。

[願出による退学・学籍の喪失、再入学]

第15条 止むを得ない理由により退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならぬ。

II 退学した者は学籍を喪失する。

III 第1項により退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

[除籍処分・復学]

第16条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- 2 入学後2年間に正当な理由なく30単位以上を修得し得ない者
- 3 第5条第1項ただし書に定める最長在学期間を超えた者
- 4 第13条第3項に定める休学期間を超えてなお休学の理由が解消せず復学できない者
- 5 正当な理由なく授業料及びその他の学費の納入を怠り、督促してもなお納付しない者
- 6 正当な理由なく授業科目の履修登録をしない者
- 7 長期にわたり行方不明の者

II 前項により除籍された者が、復学を願い出たときは、学長はこれを許可することがある。

第5章 学年、学期及び休業日

[学 年]

第17条 本学の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

[学 期]

第18条 本学は、学年を分けて、次の2学期とする。

学 期	期 間
前 期	4月1日から9月30日まで
後 期	10月1日から翌年3月31日まで

II 一学年の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

[休業日]

第19条 本学の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 日曜日及び土曜日

- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 3 5月2日（北星学園創立記念祝日）
- 4 12月25日（キリスト降誕祭）
- 5 春季休業
- 6 夏季休業
- 7 冬季休業

II 休業日の変更、長期休業の期間及び臨時休業は、学長がそのつどこれを定める。

第6章 授業科目

[授業科目]

第20条 授業科目は、大学共通科目、学科専門教育科目、国際交流関係科目及び教職に関する科目に分ける。

II 授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

III 授業科目の履修に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第7章 単位の修得、卒業の認定及び学士号

[卒業認定所要単位]

第21条 本学卒業の認定を受けるために修得しなければならない単位は、次のとおりとする。

文 学 部	英 文 学 科	132単位
	心理・応用コミュニケーション学科	132単位
経 済 学 部	経 济 学 科	124単位
	経営情報学科	124単位
	経済法学科	124単位
社会福祉学部	福祉計画学科	124単位
	福祉臨床学科	124単位
	福祉心理学科	124単位

II 単位修得の方法については、別表第1及び別表第2の定めるところによる。

[単位数算定の基準]

第22条 単位数算定の基準は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 講義及び演習については、教室内における1又は2時間の授業に対して教室外における2又は1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週又は毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 2 実験、実習及び体育実技等の授業については、実験室、体育施設等における2時間の授業に対して1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の実験、実習又は実技をもって1単位とする。
- 3 卒業論文については、論文の作成に必要な学修の成果を考慮して4単位又は6単位とし、卒業研究については、卒業研究に必要な学修の成果を考慮して3単位又は4単位とする。
- 4 文部科学大臣の認定を受けた技能審査のうち、本学が認めたものについての合格は、その学修の成果を考慮し、2単位から12単位とする。

[授業の方法等]

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法により又はこれらを併用して行うものとする。

II 授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

III 授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

[試験]

第23条 単位の授与は、試験によるものとする。

II 試験の成績評価は、A+、A、B+、B、C、D及びFの7段階をもって表すものとし、D以上の成績評価が与えられた場合に限り単位を授与する。

III 試験の実施、成績評価の基準及びGPA制度については、別にこれを定める。

[在学生の他大学修得単位の認定等]

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が他の大学（派遣又は許可されて留学した外国の大学を含む）、短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が別に定める技能審査の合格を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

II 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生がする次の各号の一に該当する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

1 他の大学、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

2 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

3 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有すると認められるもの

4 文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が認める技能審査に合格したもの

III 前2項により学生が修得したものとみなし、又は授与する単位数は、第25条第1項及び第2項により修得したものとみなし、又は授与する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

[入学生の入学前単位の認定・授与]

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が1年次に入学する前に他の大学（その大学から許可されて留学した外国の大学を含む）、短期大学において履修した授業科目について修得した単位又は文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学が認める技能審査の合格を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

II 本学において教育上有益と認めるときは、本学の学生が1年次に入学する前に行った前条第2項第1号ないし第3号の一に該当する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を授与することができる。

III 前2項により学生が修得したものとみなし、又は授与する単位数は、本学の科目等履修生として修得した単位数を除き、30単位を超えないものとする。

[編入学生の入学前単位の認定]

第26条 編入学を許可された者が編入学前に他の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程又は高等学校等の専攻科の課程において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

[編入学生等の単位の取扱]

第27条 第24条第1項、第25条第1項及び前条により修得したものとみなした単位、第24条第2項及び第25条第2項により授与した単位並びに転学部及び転学科を許可された者が転学部及び転学科前に修得した単位の取り扱いについては、当該教授会の議を経て学部長が決定する。

[教職課程の単位]

第28条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、卒業の認定を受けるために必要な単位を修得するほか、別表第2に定める所定の科目について教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に規定する所要の単位を修得しなければ

ならない。

II 前項の規定により所定の単位を修得した者が、取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類は、別表第3のとおりとする。

[副専攻]

第28条の2 本学に、学生が所属する学部及び学科の教育課程以外に特定分野に関する教育課程（以下「副専攻」という）を置く。

II 副専攻に関する必要な事項については、別にこれを定める。

[卒業の認定]

第29条 本学に4年以上在学し、第21条及び別表第1の定めるところに従い卒業に必要な単位を修得した者に対して、卒業証書を授与する。

[学位の授与]

第30条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより、学士の学位を授与する。

II 学位の授与に関する必要な事項については、別にこれを定める。

第8章 交換留学生、国内留学生、特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生及び外国人留学生

[交換留学生]

第31条 外国の大学との国際交流協定に基づき、他の大学から派遣された学生（以下「交換留学生」という）に別表第1 J. 国際交流関係科目に定める授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

II 交換留学生の取り扱いについては、別にこれを定める。

III 交換留学生の履修登録料及び履修料は徴収しない。

IV 履修単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。

[国内留学生]

第31条の2 国内の大学との国内留学協定又は学生交流協定に基づき、他の大学から派遣された学生（以下「国内留学生」という）に別表第1に定める授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

II 国内留学生の取り扱いについては、別にこれを定める。

III 国内留学生の履修登録料及び履修料は徴収しない。

IV 履修単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。

[特別科目等履修生]

第32条 他の大学、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、各学部において、当該大学又は短期大学の学生に特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

II 特別科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することがある。

III 特別科目等履修生の取り扱いについては、別にこれを定める。

IV 本学は、特別科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。

V 特別科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。ただし、日本語の履修料は、履修登録単位数に20,000円を乗じて得た額とする。

[特定科目等履修生]

第32条の2 学校教育法第55条の2及び学校教育法施行規則第68条の2に規定する修業年限の通算により、本学に入学を志願する者があるとき又は本学を除籍された者で復学を志願する者があるときは、特定科目等履修生として本学の教育課程の一部を履修したと認められるに相当する複

数の授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

- II 特定科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえこれを許可することができる。
- III 特定科目等履修生の取り扱いについては、別にこれを定める。
- IV 本学は特定科目等履修生の登録認定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- V 特定科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として通算の対象となる当該年次の授業料及び教育充実費年額を納入しなければならない。

[一般科目等履修生]

第33条 本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り選考のうえ一般科目等履修生として授業科目の履修及び単位の修得を認めることがある。

- II 一般科目等履修生として授業科目を履修することができる資格、履修方法、単位の授与及び単位修得の証明については、別にこれを定める。
- III 本学は、一般科目等履修生の登録検定に際して、登録検定料5,000円を徴収する。
- IV 一般科目等履修生として授業科目の履修登録が認められた者は、履修登録料25,000円及び履修料として履修登録単位数に10,000円を乗じて得た額を納入しなければならない。

[学内科目等履修生]

第34条 本学の学生で、教育職員の免許状を取得する目的をもって、教職免許状所要資格取得のための教育科目的履修を志望する者があるときは、その者が所属する学部及び学科の授業科目的学修並びに当該学部及び学科の教育に支障のない場合に限り、学内科目等履修生としてその履修を許可することがある。

[委託生]

第35条 公の機関又は団体等からその所属職員につき、本学に入学を願い出たときは、当該学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ委託生として入学を許可することがある。

- II 委託生の授業科目的履修方法及び単位の授与等は、別にこれを定める。
- III 委託生の委託料は、年額60,000円とする。

[研究生]

第36条 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において特殊の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

- II 研究生の指導及び研究期間等は別にこれを定める。
- III 本学は、研究生の入学検定に際して、入学検定料10,000円を徴収する。
- IV 研究生として入学が認められた者は、入学金30,000円及び研究料年額120,000円を納入しなければならない。

[外国人研修生]

第37条 外国の大学を卒業又は卒業したと同等以上の学力を有する外国人で、大学において研修する目的をもって入国し、本学において特定の研修課題について研修しようとする者があるときは、当該学部において選考のうえ外国人研修生として入学を許可することができる。

- II 外国人研修生の指導、研修期間及び研修料等は、別にこれを定める。

[外国人留学生]

第38条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学又は編入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

- II 外国人留学生の入学又は編入学の基礎資格、選考方法、入学検定料、授業料その他学費、授業科目、履修方法及び単位の授与及び単位修得の証明等は、別にこれを定める。

第9章 賞 罰

[賞]

第39条 品行方正、学力優秀等で他の模範となる学生は、これを賞することができる。なお、表彰の種類、方法及び選考については、別にこれを定める。

[罰]

第40条 学生が本学の教育方針に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したときは、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。

II 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

III 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなくて出席常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費

[入学検定料]

第41条 本学は、入学試験に際して、入学検定料30,000円を徴収する。

[入学金・教育充実費]

第42条 本学に入学する学生は、次の各号に定める入学金及び教育充実費を納入しなければならない。

- | | |
|---------|----------|
| 1 入 学 金 | 210,000円 |
| 2 教育充実費 | 140,000円 |

II 前項の教育充実費は、入学手続に際して年額の2分の1を納入し、残り2分の1については、10月1日から10月31日までに納入しなければならない。

[授業料等]

第43条 本学の学生は、授業料年額1年次780,000円、2年次900,000円、3年次900,000円及び4年次900,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の学生の授業料は徴収しない。

II 本学の学生は、教育充実費として2年次以降毎年年額130,000円を納入しなければならない。ただし、休学中の学生の教育充実費は徴収しない。

III 本学の学生で、別表第4に定める実習科目を履修する者は、同表に定める金額の実習費を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。

IV 本学の学生で、教職課程を履修する者は、教職課程履修費として別表第4に定める金額を当該科目の履修年度においてそれぞれ納入しなければならない。

[授業料等の納期]

第44条 授業料年額及び2年次以降の教育充実費は、4月1日から4月30日までの間に納入しなければならない。ただし、授業料及び教育充実費は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納入することができる。

期 別	納 期
第 1 期	4月1日から4月30日まで
第 2 期	10月1日から10月31日まで

II 前期若しくは後期の中途において、休学期間が満了した者、復学した者又は再入学した者は、その期の授業料及び教育充実費を休学期間が満了した月、復学又は再入学した月の月末までに納入しなければならない。

III 経済的理由その他止むを得ない事情によって授業料及び教育充実費の納入が困難であると認

められる場合は、願い出によりその納期を延期することがある。

[納入学費の返還]

第45条 納入した入学検定料、入学金、授業料及びその他の学費は、これを返還しない。ただし、入学手続に際して納入した教育充実費は、所定の期日までに入学の辞退及び返還の申し出があつた場合に限り返還する。

第11章 職員組織、評議会及び教授会

[職 員]

第46条 本学に、学長、副学長、チャプレン、教授、准教授、専任講師、助教、助手、事務職員、カウンセラー、用務職員及びその他の職員を置く。

[評議会]

第47条 本学に、評議会を置く。

[評議会の構成]

第48条 評議会は、評議員をもって組織する。

II 評議員の構成については、別にこれを定める。

III 評議会の議長は学長とし、その出席定数は評議会構成員の3分の2以上とする。

[評議会の審議事項]

第49条 評議会は、次の事項を審議する。

- 1 本学における教育及び研究の計画に関する事項
- 2 本学の人事に関する事項
- 3 本学の学則及び本学の諸規程の制定並びに改廃に関する事項
- 4 その他本学の組織及び運営に関する事項

[教授会]

第50条 学部に、教授会を置く。

[教授会の構成]

第51条 教授会は、各学部所属の教授、准教授、専任講師及び助教をもって構成する。ただし、必要によって、教授、教授及び准教授、又は教授、准教授及び専任講師をもって構成することがある。

II 教授会の議長は、学部長とし、その出席定数は教授会構成員の3分の2以上とする。

[教授会の審議事項]

第52条 教授会は、次の事項を審議する。

- 1 教育課程のうち専門教育科目に関する事項
- 2 学生の入学、編入学、留学、転学部及び転学科、休学、復学、再入学、退学並びに除籍及び賞罰に関する事項
- 3 学生の試験、単位の授与、単位の認定及び学位の授与並びに卒業に関する事項
- 4 特別科目等履修生、特定科目等履修生、一般科目等履修生、学内科目等履修生、委託生、研究生、外国人研修生、外国人留学生、交換留学生及び国内留学生の取扱いに関する事項
- 5 学部の人事に関する事項
- 6 学長、副学長又は学部長の諮問した事項
- 7 その他学部の組織及び運営に関する事項

II 学部長は、前項の審議事項のうち、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとする。

[学長・教育職員の任免]

第53条 学長、副学長及びチャップレンの任免は、評議会の議を経て、また、教授、准教授、専任講師、助教及び助手の任免は、教授会の議を経て、法人理事会がこれを行う。

第12章 図書館、付属施設及び公開講座

[図書館・付属施設]

第54条 本学は、図書館その他必要な付属施設を設ける。付属施設に関する規程は別にこれを定める。

[教育実習のための付設高等学校・中学校]

第55条 本学は、同一法人が設置する高等学校及び中学校を、教育職員免許状所要資格取得のための教育実習の実施研究に資する。

[公開講座]

第56条 本学は、別に規程を設けて、公開講座を開くことができる。

第13章 厚生保健施設

[厚生保健施設]

第57条 本学は、厚生保健施設を設ける。厚生保健施設に関する規程は、別にこれを定める。

第14章 雜 則

[学則施行細則]

第58条 学則施行についての細則は、学長がこれを定める。

附 則

本学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、文部科学大臣の認可の日（平成14年7月30日）から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

II 北星学園大学 専攻科規程（2002年4月1日）は廃止する。

III 第8条の規定にかかわらず、当分の間、高等学校卒業程度認定試験規則により廃止される前の大学入学資格検定規程に基づき大学入学資格検定に合格した者は、大学に入学することができる。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

II 平成27年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第4の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成28年4月1日から施行する。

II 平成28年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第2の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

- II 平成30年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

- II 平成31年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1、別表第2及び別表第4の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。

- II 第43条第I項の規定にかかわらず、令和2年3月31日以前に入学した学生については、なお従前の例による。

- III 令和2年3月31日以前に入学した本学の学生の別表第1の運用については、なお従前の例による。

附 則

本学則は、令和2年6月1日から施行する。